

## お知らせします 交際費・食糧費

市は、交際費・食糧費を公表しています。

本号では、令和2年4月から6月までの支出状況をお知らせします。

市のホームページに、支出状況を毎月掲載しています。



### 交際費支出状況(4月～6月)

秘書広報課 ▷問い合わせ先=秘書係(☎内線223)

区分	件数	支出額	主な内容
香典	15件	108,000円	市政功労者逝去に伴う香典ほか
その他	2件	3,120円	表敬訪問土産(2カ所)

教育委員会 ▷問い合わせ先=教育総務課総務係(☎内線297)

区分	件数	支出額	主な内容
香典	2件	10,000円	前地区公民館長逝去に伴う香典ほか

大船渡消防署 ▷問い合わせ先=消防団係(☎⑦2119)

区分	件数	支出額	主な内容
香典	1件	5,000円	元分団長逝去に伴う香典

### 食糧費支出状況(4月～6月)

▷問い合わせ先=財政課財政係(☎内線225)

区分	件数	支出額	主な内容
企画政策部	2件	5,420円	来客用お茶代ほか
商工港湾部	1件	1,200円	2020年工業統計調査員説明会出席者用飲物代
議会事務局	2件	1,650円	来客用お茶代ほか
選挙管理委員会	1件	18,286円	市議会議員選挙投票所茶菓代

## 建築物防災週間について

▷問い合わせ先=沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター(☎⑦9919)

8月30日(日)から9月5日(土)までは、地震や火災、がけ崩れなどの災害から人命と建築物の被害を防止し、安心して生活できるよう、建築物の防災対策を進める「建築物防災週間」です。

週間中は、大船渡土木センター内に相談所を設置し、建築に関する地震対策や火災、ブロック塀の安全確保などに関する相談に応じます。

なお、岩手県では、特に防災上の配慮が強く求められるような建築物を中心に、市役所や消防署などと共同で防災査察を実施し、必要に応じた指導を行います。

▷相談所の設置場所  
沿岸広域振興局土木部  
大船渡土木センター内



## 田畑などへの火入れについて

▷問い合わせ先=農林課林業係(☎内線7127)

火入れを行う場合は、事前に許可が必要です。

火入れとは、森林または森林に接している周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒地やその他の土地で、その土地にある立竹木、雑草、堆積物などを面的に焼却する行為のことです。  
※なお、剪定した樹木、刈り草を燃やすことは火入れではなく野焼きです。野焼きは原則禁止されています。

■火入れが許可できるのは次の場合に限り  
●造林のための地ごしらえ  
●開墾準備  
●害虫駆除  
●焼畑  
●採草地の改良

※宅地造成やゴルフ場造成などのための火入れは、許可できません。

(11) 広報大船渡お知らせ版 令和2年8月20日号(No. 1181)

▷問い合わせ=市役所☎0192⑦3111

## 市内一斉清掃にご協力をお願いします～9月27日に実施～

▷問い合わせ先=市民環境課環境衛生係(☎内線124・125)

快適で住みよい生活環境づくりのため、市民総参加による市内全域の清掃を実施します。

▷期日=9月27日(日)【小雨決行】

▷時間=午前5時30分から

※清掃作業が困難と考えられる天候の場合は、10月4日(日)に延期とし、当日の午前5時までに防災行政無線でお知らせします。

### ■清掃の内容

各地域の計画による道路側溝や下水路の汚泥上げ、河川や空き地のごみ拾い、草刈りなど

### ■ごみの処理

収集したごみは分別して、後日、ごみステーションまたはクリーンセンターに持ち込んで処理してください。

※ごみステーションに出すときは、通常のごみが入りきらなくなる恐れがありますので、ステーションの脇に置いてください。

### ■草の処理

刈り取った草は、ゴミステーションに出したりクリーンセン



ターに持ち込むことができませんので、各地域で適切に処理ください。

※地域での処理が困難な場合に限り、市廃棄物埋立処分場(日頃市町茂倉)敷地内への持ち込みとなります。



### ■汚泥の処理

汚泥は、清掃実施日の指定時間帯に限り、市の指定する汚泥置き場で受け入れます。

※缶、瓶、草木などの混入した汚泥や、事業所などの敷地内で発生した汚泥などは受け入れできません。

### ■服装など

安全に作業するため、服装は長袖・長ズボンのほか、マスクや手袋、長靴などを着用ください。

### ■その他

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、近距離での会話を避け、人と人の距離を十分取りながら作業するようお願いします。

## 水道メーターの検定満期交換を行います

▷問い合わせ先=水道事業所工務給水係(☎内線171・176)、簡易水道事業所(三陸町および赤崎町合足地区☎内線172・207)

水道メーターは、計量法の規定により8年に1度検定を受けなければなりません。

水道事業所または簡易水道事業所では、毎年、検定満期となるメーターを検定済みのメーターに交換しています。本年度は、2,290戸の個人住宅、事業所のメーター交換を行いますので、ご協力をお願いします。

※対象となる個人、事業所には、はがきでお知らせします。

▷実施時期=9月～令和3年1月(5カ月間)

▷交換作業委託業者=大船渡市管工事業協同組合に加盟している市の指定業者(右表のとおり)

▷メーター交換費用=特別な事由がない限り水道事業所または簡易水道事業所が負担

### ■大船渡市管工事業協同組合加盟業者

業者名	所在地	電話番号
株盛水道電業社	盛町字宇津野沢3-3	⑦2138
有水野水道工業所	盛町字内ノ目2-6	⑥2056
株カイハツ総合設備	盛町字東町3-11	⑥0888
有丸新工業	大船渡町字永沢19-5	⑦3386
カネマル設備工業	大船渡町字上平16-15	⑥3002
株山岸水道	大船渡町字新田36-17	⑦8400
有伊藤水道工務店	大船渡町字明神前131-8	⑥3643
千葉住設	赤崎町字中井56-19	⑦1858
有東環	大船渡町字赤沢19-1	⑦7347

(10)